

令和2年5月15日

新型コロナウイルス感染症対策等についての学校基本方針

瀬戸市立陶原小学校

新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえ、瀬戸市立陶原小学校として、段階的に実施可能な教育活動を開始していくこととします。なお、当面の間、学校における感染及び感染拡大のリスク低減策を講じることとし、その際の基本方針について以下に示します。ただし、今後の情勢の変化により、内容を変更することがあります。

1 児童への指導

- (1) 日常的に自らの健康や体調管理に対する意識や関心を高めさせます。
- (2) 発熱や風邪症状があるときは、登校しないということを徹底させます。
- (3) 感染や感染予防に関わって、偏見や差別、いじめ等を発生させないようにします。
- (4) 当面の間、登下校中並びに在校中は、原則としてマスクを着用するように指導します。
- (5) 咳エチケットについて指導し、徹底させます。
- (6) 密接な距離での会話や大声での発声、密集や身体的接触を伴う遊び等を控えさせます。
- (7) 登校時、給食時、外から教室に入るとき、トイレ使用时、他の児童と共有する教材や教具・器具等を使用する前後など、日常的にこまめな手洗いを行うよう指導します。

2 保護者への依頼

- (1) 毎朝、家庭で検温・風邪症状の有無等の確認を行い、チェックカードに記入していただくようお願いします。
- (2) 同居するご家族についても、毎朝の検温や、風邪症状の有無等の確認をお願いします。
- (3) 「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」など、ご家庭でも話題にしてくださいようお願いします。

3 学校での保健管理体制

- (1) 担任が、毎朝始業前に、児童のチェックカードの確認を行うとともに、健康観察を入念に行います。チェックカードの提出がない児童に対しては、朝のうちに、学校で検温し、風邪症状等の有無について問診を行います。

- (2) 教室に、アルコール消毒薬を常備します。在庫が十分に整うまでは、給食時などの使用を優先します。
- (3) 児童の在校時間中は、常に教室の窓を開けて換気を行います。エアコンの使用など気候に応じた対応が必要な場合も、複数の換気場所を設け、密閉状態になることを避けます。
- (4) 入りロドア、階段の手すりなど、多くの児童が手を触れる箇所や共有の頻度が高い備品や教具等については、次亜塩素酸ナトリウム等を用い、毎日消毒を行います。
- (5) 児童の感染、または感染者の濃厚接触者として特定された場合は、出席停止の措置をとります。その際は、保健所・校医・市教委等の指導を受けながら対応します。
- (6) 児童に発熱等の症状がみられる場合は、自宅での休養を指示します。校長の指示により、出席停止とすることがあります。

4 教科学習の進め方

- (1) 児童の指導にあたる教職員は、必ずマスクを着用します。また、自らの体調管理に努めるとともに、毎朝の検温及び風邪症状の有無等の確認を行います。
- (2) 当面の間、児童の机の間隔を可能な限りあけるように配置します。
- (3) 当面の間、隣同士及びグループでの話し合い活動等を控えます。
- (4) グループでの実験・実習等については、必要最小限のものにとどめるとともに、実施する場合は、密集・密接・密閉とならないように留意します。
- (5) 体育の学習については、次のようにします。
 - ・ 運動の再開にあたり、身体的負荷の軽いものから始め、徐々に体を慣らしていくようにします。体慣らしの運動の段階では、マスクの着用を原則とします。
 - ・ 屋外での運動や換気を適切に行った状態の体育館で、かつ、児童同士の距離が適切に保たれる状態であるときは、マスクの着用なしに運動することがあります。地域の感染状況や気候など、様子を見ながらマスク着用の適否について判断していきます。
 - ・ 当面の間、身体接触を伴う運動やレクリエーション等を控えます。
 - ・ 今年度は、「水泳」の学習を行いません。(プールを開設しません)
- (6) 音楽の学習については、次のようにします。
 - ・ 合唱やリコーダーの演奏等以外の学習から開始していきます。
 - ・ 合唱やリコーダーの学習等を行える状況になった場合も、当面の間は、児童の間隔、換気等に十分に留意して行います。
- (7) 家庭科の調理実習は当面の間実施せず、延期します。

5 給食指導の進め方

- (1) 給食の配食を行う児童に対しては、健康状態、衛生的な服装、マスクの着用、手指等の丁寧な洗浄等の確認を徹底します。適切と認められない場合は、配食作業を控えさせます。また、給食当番以外の児童は、配食作業をさせません。
- (2) 配食作業を行わない児童も、入念な手洗いを徹底させます。
- (3) 喫食に際しては、机の間隔を可能な限りあけ、児童全員の向きを一方向に統一させます。また、当面の間、食事中の私語を控えるように指導します。

6 集会、行事、その他の教育活動について

- (1) 6月6日(土)に予定していた親子学級は中止します。(代休日として予定していた6月12日(金)は通常の授業を行います。)また、当面の間、授業参観の実施を見合わせます。
- (2) 5年生の野外活動について、今年度は宿泊を行いません。宿泊以外の炊飯やキャンプファイヤー等の活動について、実施可能な時期や方法について検討していきます。
- (3) 全校児童が集まる集会や行事は、当面の間実施しません。実施する場合は、運動場で行います。
- (4) 清掃活動は、感染防止に留意しながら取り組みます。
- (5) 1学期は、クラブ活動を行いません。2学期以降の活動については、調理、タグラグビー、老人会による指導などの活動に留意をしながら、必要に応じてクラブの内容等を見直します。
- (6) 大型バスや公共交通機関を利用する校外学習について、当面の間、実施を見合わせます。
- (7) 上記以外の行事や学習についても、密閉・密集・密接の状態に留意しながら、実施の時期や実施の可否、実施方法をなどを検討していきます。
- (8) 行事予定については、毎月末に、翌月と翌々月の行事計画を精査し、見直します。